

平成 26 年 10 月 22 日
平成 28 年 6 月 1 日修正
令和 4 年 10 月 1 日改正
令和 5 年 1 月 1 日改正
令和 7 年 2 月 1 日改正
胎 内 市 財 政 課

監理技術者等、現場代理人及び営業所専任技術者に関する留意事項について

当市が発注する建設工事においては、建設工事の適正な施工を確保するために、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者の配置と、当市の建設工事請負基準約款に基づく現場代理人の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は許可を受けようとする建設業それぞれについて、営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

上記に関する留意事項を以下にまとめましたので、十分理解のうえ適切に対応してください。

なお、内容については、関係法令等の改正に伴い変更となる場合があります。

1. 主任技術者又は監理技術者について

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために、請け負った建設工事を施工する現場における工事の施工の技術上の管理を行う必要があります。

そこで、当該工事に一定の資格を有する者（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（以下「監理技術者等」といいます。））を置かなければなりません。

（1）主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項）

元請・下請、請負金額にかかわらず配置しなければなりません。

（2）監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項）

当市から直接請け負った工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が **5,000 万円**（建築一式工事においては **8,000 万円**）以上となる場合には、特定建設業許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

（3）特例監理技術者・監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書）

監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務

させる場合)には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

(4) 主任技術者又は監理技術者の専任について(建設業法第26条第3項本文)

当市が発注する建設工事で、工事1件の請負金額が **4,500 万円**(建築一式工事においては **9,000 万円**) 以上の場合は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

(5) 専任の主任技術者が兼務できる場合(建設業法施行令第27条第2項)

当市が発注する建設工事で、工事1件の請負金額が **4,500 万円**(建築一式工事においては **9,000 万円**) 以上について主任技術者を原則として工事現場ごとに専任で配置しなければならないとしていますが、以下に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、同一の専任の主任技術者が工事を管理することができます。

- ①兼務する工事が監理技術者の配置が必要ではないこと。
- ②兼務する工事が胎内市の発注工事であること。
- ③工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- ④工事現場の相互の間隔が10km程度であること。
- ⑤兼務する工事が2件以内であること。

施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれます。

土木工事以外の建築工事等にも適用されます。

(6) 監理技術者が兼務できる場合(建設業法第26条第3項ただし書)

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」といいます。)及び監理技術者を補佐する者(以下「監理技術者補佐」といいます。)について、胎内市発注工事においては、以下の要件をすべて満たす場合は配置が可能です。

- ①兼務する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事含め2件までであること。

ただし、兼務する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼務を認める場合に限る。

- ②兼務する工事が特例監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。
範囲については、工事現場が新発田地域振興局管内であること。

- ③当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すること。

- ④監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。

なお、設計金額、工事の技術的難易度等により配置を認めない場合があります。

監理技術者(特例監理技術者を含む。)を専任で配置しなければならない工事においては次の要件を満たした監理技術者を配置しなければなりません。(建設業法第26条第5

項、建設業法施行規則第 17 条の 14)

①監理技術者資格者証の交付を受けている者

②監理技術者講習を過去 5 年以内に受講した者

(7) 監理技術者等の資格要件

①工事を請け負った業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要。

ただし、専任の場合は、入札の申込みのあった日（指名競争入札の場合は入札日、随意契約による場合は見積書の提出日）以前に 3 か月以上の雇用関係があることを要します。

②工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

2. 現場代理人について

配置を義務付けています。（胎内市財務規則別記 1 建設工事請負基準約款第 10 条）

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。（独自設定）

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを約款において義務付けています。「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、監督員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は、常駐を要することから特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。（別途「建設工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領 令和 4 年 10 月 1 日適用」を参照してください。）

また、営業所における専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」といいます。）及び経營業務の管理責任者は、現場代理人となることはできません。

3. 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに一定の要件を満たす技術者を専任で置かなければならないとされています。（建設業法第 7 条第 2 号、同法第 15 条第 2 号）「専任」とは、その営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1 人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

※営業所の専任技術者と専任の監理技術者等とは、まったく異なる立場の技術者ですので注意してください。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。(平成 15 年 4 月 21 日 国総建第 18 号)

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4. 現場代理人と監理技術者等との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と監理技術者等は兼任することが可能です。

5. 技術者等の配置について

技術者等の配置について、兼務の可・不可について別表にまとめているので参照ください。

6. 配置技術者等の変更について

配置技術者等について、適正な施工確保を阻害するおそれがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。なお、制限付一般競争入札については、落札候補となった時点で届け出た入札参加申請書記載の配置予定技術者の変更を認めていません。ただし、病休・死亡・退職など特別な理由がある場合は除きます。また、大幅な工事内容の変更等により、主任技術者から監理技術者に変更しなければならない場合も除きます。

7. その他

各種書類への虚偽記載や上記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。

別表

主任技術者、監理技術者、現場代理人及び営業所専任技術者の兼務について

			専任を要しない工事（※１）			専任を要する工事（※２）		
			現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
同一工事	現場代理人			兼務可	兼務不可		兼務可	兼務不可
	主任・監理技術者		兼務可		兼務可（※３）	兼務可		兼務不可
	営業所の専任技術者		兼務不可	兼務可（※３）		兼務不可	兼務不可	
別工事	専任を要しない工事（※１）	現場代理人	兼務不可（※４）	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可
		主任・監理技術者	兼務不可	兼務可	兼務可（※３）	兼務不可	兼務不可（※５）	兼務不可（※３）
	専任を要する工事（※２）	現場代理人	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可
		主任・監理技術者	兼務不可	兼務不可（※５）	兼務不可	兼務不可	兼務不可（※５・６）	兼務不可

（※１）専任を要しない工事とは、監理技術者等を専任で配置する必要がない工事をいいます。請負金額が **4,500 万円**（建築一式工事は、**9,000 万円**）未満の工事を指します。

（※２）専任を要する工事とは、監理技術者等を専任で配置しなければならない工事をいいます。請負金額が **4,500 万円**（建築一式工事は、**9,000 万円**）以上の工事を指します。

（※３）営業所の専任技術者が兼務できるのは、３．（３）①～③の要件を満たす場合です。

（※４）同一現場等、特別な場合にのみ現場代理人を兼務することが可能です。

（※５）専任の主任技術者が兼務できるのは、１．（５）①～⑤の要件を満たす場合です。

（※６）監理技術者が兼務できるのは、１．（６）①～④の要件を満たす場合です。